

かわら版

発行日：令和7年12月吉日
発行：流山市青少年社会環境浄化事業

東深井地区活動実行委員会
P T A連絡協議会/学警連学校補導員
青少年指導センター補導員/保護司会
民生委員児童委員/青少年相談員

流山市青少年環境浄化事業では、9中学校ごとに実行委員会を立ち上げ、小学生から高校生までもを対象に、店舗利用状況調査を毎年実施しています。東深井地区では、ご協力をいただいた店舗の声から、公共の場でのマナーを子どもたちと一緒に見直す大切さを感じました。



みんなで守ろう！ 店舗、公共施設利用のマナー



- ✿ ゴミはゴミ箱に入れるか、持ち帰ろう
- ✿ 店内では長い時間を過ごさないようにしよう
- ✿ 大声を出したり走り回らないようにしよう
- ✿ 商品はきずつけないようにさわろう
- ✿ 自転車は自転車おき場にならべてとめよう



✿ 保護者の方へ ✿

店舗や公共施設で働く方たちが、保護者がいらっしやらない場面で、お子様たちを温かく見守ってくださっています。

お子様たちは、まだマナーを十分に理解していないこともあります。

お友達と訪れる場所の確認や、危険な場所についてのご説明など、ご家庭でやさしく声をかけて頂けますと安心です。

地域の皆さまのご理解とご協力のもと、許可をいただいた店舗にはこの「かわら版」を掲示し、見守りの輪を広げてまいります。



東深井中学校区には、地域の中で子どもたちが安心して過ごせる場所があります。食事や食材の提供だけでなく、さまざまな体験活動が出来る機会もあります。ぜひ利用してみましょう！

◎ 子ども食堂流山 から風流 ◎



KARAFURU.IBASYOCAFE

◎ あつまれ西深井の森 ◎



ATSUNISHI_



◎ ふれあいの家「西深井の森」◎

〒270-0107 流山市西深井 632-1

(フリーサンライト内1階)

火曜日、土曜日 14時～16時

自転車は車のなかま 交通ルールを再チェック！

令和7年11月1日から道路交通法改正

令和8年4月1日から16歳以上青切符取締り

車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。
交差点では信号と一時停止を守って、安全確認。
夜間はライトを点灯、ヘルメットを着用努力義務。
飲酒運転は禁止。



例外として、子どもや、70歳以上の高齢者などは歩道を通ることができます。ただし、歩行者優先は変わりません。

自転車は車両の一種ですので、原則として車道を通ることとされていますが、**13歳未満の子ども**は自転車を運転する場合、歩道を通ることができます。

令和6年11月から「ながら運転」（「ながらスマホ」）の罰則が強化

運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転」、傘を差しながらの片手運転やイヤホンをつけ音楽などを大音量で聞きながらの運転は反則金の対象となります。



自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故に直結する危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象となります

>> 主な反則金 <<

- ×イヤホン装着で周囲の音が聞こえず危険運転とみなされたら、⇒ 5,000円
- ×携帯電話を使用しながら運転をする「ながら運転」⇒ 12,000円
- ×信号無視、逆走や歩道通行などの通行区分違反⇒ 6,000円
- ×自転車ライトの無灯火⇒ 5,000円
- ×傘を片手でさしながら運転⇒ 5,000円
- ×並んで走行する並進禁止違反⇒ 3,000円



 自転車保険に入る  点検を定期的に行う

 ルールを学んで安全運転をしましょう

参考サイト：

<警察庁> <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html>

<政府広報オンライン> https://www.gov-online.go.jp/safety_security/traffic_safety/